

○多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月15日

規則第9号

改正 平成17年3月25日規則第11号

平成24年3月21日規則第9号

平成25年2月18日規則第3号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年多賀城市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成25年規則3号〕)

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び無会派議員は、市長に対し議長を経由して会派に係る政務活動費交付申請書（様式第1号）又は無会派議員に係る政務活動費交付申請書（様式第2号）（以下これらを「政務活動費交付申請書」という。）を提出しなければならない。

2 政務活動費交付申請書の提出後に会派の所属議員数に異動が生じたときは、当該会派の代表者は、市長に対し議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則11号・25年3号〕)

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定により会派の代表者又は無会派議員から政務活動費交付申請書の提出があったときは、速やかにその交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は無会派議員に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により会派の代表者から政務活動費交付変更申請書の提出があったときは、条例第3条第4項及び第5項の規定により速やかにその追加して交付すべき政務活動費の額又は会派が返還しなければならない政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(一部改正〔平成17年規則11号・25年3号〕)

(交付請求)

第4条 前条第1項の規定により政務活動費交付決定の通知を受けた会派の代表者及び無会派議員は、交付を受けようとする日の15日前までに、市長に対し政務活動費の交付を請求するものとする。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により政務活動費交付変更決定の通知を受けた会派の代表者が政務活動費の追加交付の請求をする場合に準用する。

(一部改正〔平成17年規則11号・25年3号〕)

(会派の代表者等の変更に係る届出)

第5条 会派の代表者は、会派の名称又は代表者を変更した場合は、市長に対し議長を経由して政務活動費に係る会派代表者等変更届(様式第6号)を提出しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則11号・25年3号〕)

(会派の解散又は無会派議員非該当に係る届出)

第6条 会派を解散したとき、又は無会派議員が議員でなくなったとき、若しくは政務活動費の交付を受けている会派に所属したときは、当該会派の代表者であった者及び当該無会派議員であった者は、市長に対し議長を経由して政務活動費に係る会派解散届(様式第7号)又は政務活動費に係る無会派議員非該当届(様式第8号)を提出しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則11号・25年3号〕)

(収支報告書等)

第7条 条例第6条の規定による収支報告書等の様式は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに実績報告書(様式第9号)によるものとする。

(一部改正〔平成17年規則11号・25年3号〕)

(経理責任者)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(一部改正〔平成25年規則3号〕)

(会計帳簿等の整理)

第9条 前条に規定する経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の収支について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理するものとする。

(一部改正〔平成17年規則11号・25年3号〕)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費について適用し、同日前までに交付される政務調査費については、なお従前の例による。

3 新規則様式第9号の規定は、施行日以後に交付される政務調査費に係る収支報告書等の提出について適用し、同日前までに交付される政務調査費に係る収支報告書等の提出については、なお従前の例による。

（経過措置）

4 この規則の施行の際現に残存する様式類は、当分の間、必要な調整を行い、使用することができる。

附 則（平成25年2月18日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

多賀城市長 殿
（多賀城市議会議員経由）

会 派 名 _____
代表者名 _____ ㊟

会派に係る政務活動費交付申請書

多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称 _____
- 2 会派結成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 所属議員数 _____ 人
- 4 交付申請額（ _____ 年度分） _____ 円
- 5 添付書類 会派結成届の写し

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

多賀城市長 殿
（多賀城市議会議長経由）

議員氏名 _____ ⑩

無党派議員に係る政務活動費交付申請書

多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 無党派議員となった日 _____ 年 月 日

2 交付申請額（ _____ 年度分） _____ 円

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

多賀城市長 殿
（多賀城市議会議長経由）

会 派 名 _____
代表者名 _____ ㊟

政務活動費交付変更申請書

多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 所属議員数に異動が生じた日及び異動事由

区分	所属議員数	異動日	異動事由
異動前	人	年 月 日	
異動後	人	年 月 日	

2 異動後の所属議員

(1)..... (6).....
(2)..... (7).....
(3)..... (8).....
(4)..... (9).....
(5)..... (10).....

3 異動に伴う政務活動費交付変更額（ 年度分）

既交付決定額	交付変更申請額	
	追加額（増額）	返還額（減額）
円	円	円

4 添付書類 会派届出事項変更届の写し

様式第4号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿

多賀城市長 ㊟

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった政務活動費については、下記のとおり交付額を決定したので、多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

政務活動費交付決定額（ 年度分） _____円

様式第5号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

殿

多賀城市長 ㊟

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった政務活動費については、下記のとおり
交付額の変更を決定したので、多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第
2項の規定により通知します。

記

政務活動費交付変更決定額（ 年度分）

既交付決定額	交付変更決定額	
	追加額（増額）	返還額（減額）
円	円	円

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

多賀城市長 殿
（多賀城市議会議長経由）

会 派 名 _____
代表者名 _____ ㊟

政務活動費に係る会派代表者等変更届

多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更が生じた日 _____ 年 月 日
- 2 変更内容
 (1) 会派の名称
 ア 変更前 _____
 イ 変更後 _____
 (2) 会派代表者
 ア 変更前 _____
 イ 変更後 _____
- 3 添付書類 会派届出事項変更届の写し

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

多賀城市長 殿
（多賀城市議会議長経由）

会 派 名 _____

代表者名 _____ ㊟

政務活動費に係る会派解散届

多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称 _____

2 会派の解散日 _____ 年 月 日

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

多賀城市長 殿
（多賀城市議会議長経由）

議員氏名 _____ ⑩

政務活動費に係る無党派議員非該当届

多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 無党派議員でなくなった年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 2 無党派議員でなくなった理由（該当する項目に○を付け、必要事項を記載すること。）
 - (1) 会派に所属した（会派名： _____ ）
 - (2) その他（ _____ ）

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

多賀城市議会議長 殿

会 派 名 _____
代表者名又は
無党派議員名 _____ ㊟

政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに実績報告書

多賀城市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 報告年度 _____ 年度

2 所属議員

(1) (6)
(2) (7)
(3) (8)
(4) (9)
(5) (10)

3 政務活動費に係る収支報告

(1) 経理責任者名（無党派議員の場合は本人） _____

(2) 収入

項目	金額	備考（算出根拠）
政務活動費	円	

(3) 支出

項目	金額	備考（主たる支出内訳）
研 修 費	円	
調 査 研 究 費	円	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	円	
資 料 費	円	
広 報 広 聴 費	円	
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
合 計	円	

(4) 残額（政務活動費返還額） _____ 円

4 政務活動費に係る実績報告

(1) 政務活動費により実施した事業の概要

実施日	事業名	事業内容及び主たる成果

(2) 当該年度中に実施した政務活動の概観

様式第1号（第2条関係）

（一部改正〔平成17年規則11号・24年9号・25年3号〕）

様式第2号（第2条関係）

（追加〔平成17年規則11号〕、一部改正〔平成24年規則9号・25年3号〕）

様式第3号（第2条関係）

（一部改正〔平成17年規則11号・24年9号・25年3号〕）

様式第4号（第3条関係）

（一部改正〔平成17年規則11号・24年9号・25年3号〕）

様式第5号（第3条関係）

（一部改正〔平成17年規則11号・24年9号・25年3号〕）

様式第6号（第5条関係）

（一部改正〔平成17年規則11号・24年9号・25年3号〕）

様式第7号（第6条関係）

（一部改正〔平成17年規則11号・24年9号・25年3号〕）

様式第8号（第6条関係）

（追加〔平成17年規則11号〕、一部改正〔平成24年規則9号・25年3号〕）

様式第9号（第7条関係）

（全部改正〔平成24年規則9号〕、一部改正〔平成25年規則第3号〕）